

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第90回

契約書各論 (3)

今回も引き続き金銭消費貸借契約についてみていきたいと思
います。

期限の利益喪失条項

貸主は、借主に信用不安が生
じた場合、直ちに金銭の返還を
求めたりするなど、債権保全手
続をしなければなりません。

しかし、借主は、契約で定め
られた返済期限までに借入金
返済すればよいという利益を持
っている(これを「期限の
利益」といいます)、貸主は、期
限が到来するまで借主に返済を
求めることはできません。

期限の利益喪失条項とは、こ
のような事態に備えて、一定の
事情が発生した場合、借主は期
限の利益を失うことを定め、一
括返済を求めることができるよ
うにするものです。

期限の利益を喪失する事由と

しては、第三者からの差押えを
受けた、手形が不渡りとなった
といった借主の信用性が失われ
る事由を規定することが一般的
です。

保証人の設定

保証人は、借主と同一の支払
義務を負い、自己の全財産をも
って支払いをしなければなりま
せん。そのため、貸主は、借主
から金銭を回収できない場合で
あっても、保証人から金銭を回
収することができます。

保証契約は、貸主と保証人間
の契約なので、貸主と借主が締
結する金銭消費貸借契約とは別
個の契約となります。また、保
証契約を締結する際は、必ず書
面によらなければなりませんの
で、保証人を設定する際は、金
銭消費貸借契約書に連帯保証人
に関する条項を記載するなどし
て、保証人に署名・押印をして
もらう必要があります。

通常の保証人の場合には、貸
主が保証人に返済を求めてきた
ときに、まず借主に請求せよ(催
告の抗弁)、先に借主の財産に強
制執行をせよ(検索の抗弁)と

主張できます。また、他の保証
人がいるときは、保証人の頭数
で按分した金額のみを支払えば
足りません。

他方で、連帯保証人は、借主
と同一の地位にあるものとみな
されるので、通常の保証人に認
められている前記のような主張
はできません。したがって、実
際の取引では、保証人を設定す
る際、ほぼ例外なく連帯保証人
としています。

公正証書

公正証書とは、公証人が法令
に基づいて作成する公文書とい
います。

契約書を公正証書として作成
することもでき、公正証書を作
成するには、各地の公証役場に
作成を依頼します。

公正証書の最も重要な機能は、
判決と同じ効力を有する点です。
すなわち、公正証書において「本
証書に記載した金銭債務を履行
しない場合は直ちに強制執行に
服する」等の文言(これを「強
制執行認諾文言」といいます)
が付いていれば、公正証書によ
ってただちに強制執行を行うこ

とができます。
通常、強制執行を行うために
は、原則として訴訟を提起して
勝訴判決を取得しなければなり
ませんが、判決を得るまでに時
間が長くなりがちです。

それに比べ、公正証書を作成
するには、若干の費用と手間が
かかりますが、訴訟に比べると
時間は短時間で済みます。

また、公正証書は公証人が作
成する公文書であり、高度の信
用性があります。
そのため、借主が、後になっ
て契約の有効性を争うことは極
めて難しくなります。



田中伸山
下江法律
事務所、
副代表・
弁護士
弁護士)

広島県三原市出身。広島大学附
属福山高校、一橋大学法学部卒
業。平成9年司法試験合格。平
成12年4月広島弁護士会入会。
平成23年度広島弁護士会副会長。
【主な取扱分野】企業法務、債
権回収、債務整理、相続、事業
承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

- ☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
- 企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyoo.com> **山下江** **検索**
- ◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
- ◆債務整理、交通事故：着手金 ¥0-



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時
相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09